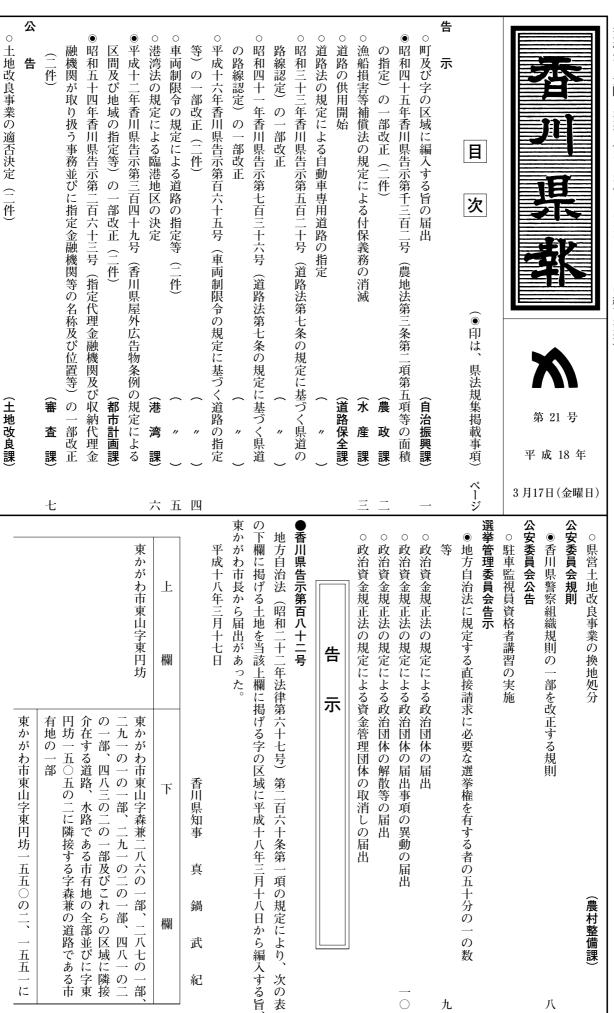
毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)

0

0



(第九三二〇号)

香

Ш

県

報

香

務は、平成十八年三月十四日限り消滅したので告示する。 ●香川県告示第百八十五号 小豆島町 三〇アール 全 域 内海町 池田町 全 全 域 域 に改める。 を-一三〇アール

により、引田加入区について、平成十四年香川県告示第百六十号による保険に付すべき業 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武

紀

●香川県告示第百八十六号

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

月七日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月十七日から同年四

平成十八年三月十七日

香川県知事 真

鍋

武

紀

道路の種類 国道 (一般)

道路の区域

路線

名

百九十三号

四号で変更 一	<u>=</u>	一 一 · 四	で塩江町安原上東字塩之江三九〇番一	地先まで高松市塩江町安原上東
客 川県告示 平成十六年	<u>=</u>	一 () 八	ら 塩江町安原上東字塩之江三八三番七	地先から
備考	(メートル) 長	(メートル) 敷地の幅員	間	区

供用開始の期日 平成十八年三月十七日

●香川県告示第百八十七号

専用道路を次のように指定する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、 自動車

月七日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月十七日から同年四

平成十八年三月十七日

香川県知事

真

鍋

武

紀

_	路	義	ì
	一 般 県 道	道種	
	大見吉津	路	
	(二百二十号)	線	
	十 号	名	
	四四番二地先まで三豊市三野町下高瀬字長坂三〇三豊市三野町下高瀬字長坂三〇三豊市三野町下高瀬字長坂三一三豊市三野町下高瀬字長坂三一	指定区間	
	十七日 平成十八年三月	指定年月日	

|●香川県告示第百八十八号

の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。 昭和三十三年香川県告示第五百二十号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定)

平成十八年三月十七日

まんのう町造田		記 フーナの 項目	長い上しり頁上 -	_	
可 告 日		ガ 日 糸 戸	造日		
		綾南町	琴南町造田		
			綾上村		香川県知事
		<u> </u>	Ц		事
					真
					鍋
	L				武
			<u>+</u> -		紀
		ď	当		

●香川県告示第百八十九号

田滝宮

綾川町滝宮

四

に改める。

昭和四十一年香川県告示第七百三十六号(道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定

香

Ш

県

報

地先まで 七日まで一般の縦覧に供する。 六七番一地先まで 四三番 を、次のとおり指定する。 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路 地先から ●香川県告示第百九十二号 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十八年三月十七日から同年四月 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、 大見吉津仁尾線 大見吉津仁尾線 般県道 (二百二十号) 般県道 平成十八年三月十七日 指定する道路の路線名及び区間 地先から 三百 を 名 一十号) 木綾川線 主要地方道(十三号)三 に、 三豊市三野町下高瀬三一五三番七地先から 三豊市三野町下高瀬三一〇六番五地先から 三豊市三野町大見甲九二八番一地先まで 二豊市! 綾歌綾上綾南線 般県道 (二百七十八号) を 三野町大見甲九二八番一地先まで 綾歌綾川線 般県道 (二百七十八号) に改める。 X | 高松市香川町川東下三三四番四地先から 香川県知事 綾歌郡綾川町畑田二二六七番一地先まで 綾歌郡綾上町山田下六四三番 綾歌郡綾南町畑田二二六七番一 真 綾歌郡綾川町山田下六 綾歌郡綾川町畑田二二 間 鍋 武 紀 |七日まで一般の縦覧に供する。 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める ●香川県告示第百九十三号 2 1 通行方法によらなければならない 指定する期日 指定する期日 指定する道路の路線名及び区間 平成十八年三月十七日 通行方法 に接触しないよう十分に注意すること。 後方警戒措置 走行位置の指定

平成十八年三月二十四日

同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一 行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十八年三月十七日から同年四月

香川県知事

真

鍋

武

紀

大見吉津仁尾線 (二百二十号)	大見吉津仁尾線 (二百二十号)	路線名
三豊市三野町大見甲九二八番一地先まで三豊市三野町下高瀬三一〇六番五地先から	三豊市三野町大見甲九二八番一地先まで三豊市三野町下高瀬三一五三番七地先から	区間

平成十八年三月二十四日

の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の

等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物 それがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すお

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ交通の危険を防止するため、横寸法○・二

香

Ш

県

報

香

Ш

三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上(又は横寸法○・一二メートル以上、 する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報 | 田まんのう線」に、

●香川県告示第百九十四号

港地区を定めたので、同法同条第八項の規定により、 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十八条第一項の規定により、 次のとおり告示し、公衆の縦覧に供 宮浦港の臨

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武

紀

臨港地区の区域

1

宮浦港臨港地区

2

3

範囲

香川郡直島町字宮ノ浦の 部

縦覧に供する図面表示のとおり

4 面積

約二・二へクタール

縦覧場所

香川県土木部港湾課

●香川県告示第百九十五号

域の指定等)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。 平成十二年香川県告示第三百四十九号(香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一の表4の項中 「仲多度郡仲南町大字十郷」 を 「仲多度郡まんのう町買田 に、 仲

縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有 | 通寺線 | に改め、同表7の項中 「仲多度郡仲南町大字十郷 」 を 「仲多度郡まんのう町買田 」 |琴平町」の下に「大字榎井」を、 まんのう町」に、 |多度郡満濃町」を「仲多度郡まんのう町_ 郡仲南町」を「仲多度郡まんのう町買田」 通寺線」を「県道まんのう善通寺線」に、 満濃線」を「県道財田まんのう線」に改め、同表32の項中「県道財田満濃線」 に改め、同表9の項中「仲多度郡満濃町」を「仲多度郡まんのう町長尾」に、 道大麻琴平買田線」に、 十郷線」を「県道大麻琴平買田線」に改め、 「県道満濃善通寺線」を「県道まんのう善通寺線」に、 「同町」を「同町四條」に改め、 「仲多度郡満濃町」を 「善通寺市大麻町」を「善通寺市大麻町字馬場下」に、 「同町」の下に「川西」を加え、 に、 」に改める。 「同町」を 「仲多度郡まんのう町真野」に、 同表35の項中 「県道満濃善通寺線」を 同表34の項指定区間の欄中 「同町長尾」に改め、 「仲多度郡満濃町」を 「県道大麻琴平十郷線」 同項中 「県道まんのう善 「県道大麻琴平 同表33の項中 |県道満濃善 を「県道財 「県道財田 「仲多度郡 一仲多度郡 を「県 「仲多度

一二の表2の項中「同郡満濃町」を「同郡まんのう町」に改める.

●香川県告示第百九十六号

域の指定等)の 平成十二年香川県告示第三百四十九号 一部を次のように改正し、 平成十八年三月二十一日から施行する。 (香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地

香川県知事

鍋

武

紀

平成十八年三月十七日

改め、 |同町大字安田」に改め、同項市街地区間の欄中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町」に 壁本町」に改め、 同表17の項中 豆郡内海町」を 欄中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町大字安田」に改め、同項市街地区間の欄中「小 図書館」を「綾川町立綾川図書館」に改め、同表53の項中「綾南町道」を「綾川町道」に 18の項指定区間の欄中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町大字坂手」に、 土庄内海線」を 綾歌郡綾南町 ○の表4の項中「綾歌郡綾南町」を 同表19の項中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町」に、「同町」を「同町大字草 「県道土庄内海線」を「県道土庄福田線」に改め、同表17の2の項中「県道 「県道土庄福田線」に、 「小豆郡小豆島町」に、 を 同表37の項中「綾歌郡綾南町」を「綾歌郡綾川町」に、 「綾歌郡綾川町滝宮」 「小豆郡池田町」を「小豆郡小豆島町」に改め、 「綾歌郡綾川町」に改め、 「同郡内海町」 同町 を「同郡小豆島町」 「同町小野」に改める 同表8の項指定区間の 「綾南町立綾南 に改め、同表 「同町」を「

一□の表5の項中「綾歌郡綾南町」を「綾歌郡綾川町」に改める

「同町大字草壁本町」に改める。小豆島町」に改め、同表3の項中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町」に、「同町」を「の表2の項中「県道土庄内海線」を「県道土庄福田線」に、「同郡内海町」を「同郡三の表2の項中

●香川県告示第百九十七号

八年三月二十日から施行する。り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部を次のように改正し、平成十り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部を次のように改正し、平成十四和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

に改める。

「改める。

「改める。

「改める。

「本ののでは置の表中「琴南町」、「満濃町」及び「仲南町」を「まんのう町」がに店舗の名称及び位置の表中「琴南町」、「満濃町」及び「仲南町」を「まんのう町」指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表及び同表備考二 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表、
一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表、

●香川県告示第百九十八号

八年三月二十一日から施行する。り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部を次のように改正し、平成十り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部を次のように改正し、平成十昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

及び「綾南町」を「綾川町」に改める。

「綾南町」を「綾川町」に改める。

「綾南町」を「綾川町」に、「綾上町」がで店舗の名称及び位置の表中「内海町」及び「池田町」を「小豆島町」に、「綾上町」がで店舗の名称及び位置の表並びに三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称が指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表及び同表備考二 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表、一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表、

公 告

|●香川県公告第百五十六号

| 良事業を行うことについて平成十八年三月七日適当と決定した。| 「同町」を | 第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改」を「同郡 | 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

三日まで縦覧に供する。 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年三月二十四日から同年四月十

平成十八年三月十七日

三 月 七 E

香川県知事

真

鍋

武

紀

"	ν.	改良区	土地改良区名
単独県費補助土地改良事業桑崎池地区	単独県費補助土地改良事業川窪地区	単独県費補助土地改良事業北辺東地区	土地改良事業名
"	"	高松市産業部土地改良課	縦覧場所

|●香川県公告第百五十七号

吉光地区)を行うことについて平成十八年三月八日適当と決定した。第八条第一項の規定により、香南町土地改良区が土地改良事業(元気な地域づくり交付金土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

十三日まで縦覧に供する。 その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年三月二十四日から同年四月

平成十八年三月十七日

香川県知事

真

鍋

武

紀

●香川県公告第百五十八号

成十八年三月八日県営中山間地域総合整備事業白鳥南地区(東山工区)の換地処分をした。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香

Ш

県

報

公安委員会規則

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成十八年三月十七日

香川県公安委員会委員長 神 原

博

違反金に関する事務及び車両の使用の制限」に改める。

香川県公安委員会規則第三号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

正する 香川県警察組織規則(平成十二年香川県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改

第三条中第三項を第四項とし、 第 一項の次に次の一項を加える。

3 人事課に、留置管理室を置く。

四号とし、第十二号を第十三号とし、 第九条第一項中第十号及び第十一号を削り、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十 第九号を第十二号とし、

個人情報の保護に関すること。

同項第九号とし、 第九条第 一項中第八号を第十号とし、同項第七号中「保管」を「保存」に改め、 同項第六号の次に次の二号を加える。 同号を

官報及び県報への掲載に関すること。

庁内報の発行に関すること。

第九条第二項中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第三項中 「第一項第十二号及 | 十一日から施行する。

び第十三号」を「第一項第十三号及び第十四号」に改める。

遇及び護送」に改め、同条に次の一項を加える 第十条第十一号中「及び」を「並びに」に、 「護送その他の被留置者の取扱い」を 処

2 留置管理室においては、前項第十一号に掲げる事務をつかさどる。

第十八条第八号を次のように改める。

(他の課の所掌に属するものを除く。)

八号の次に次の二号を加える 第十八条中第十三号を第十五号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、 第

> 九 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関す

情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること

第二十五条第一項第五号中「自動車の使用制限」を 「車両の使用者に対する指示、放置

運転免許課」を加える。 にある」を削り、同条第二項中「、生活安全企画課」を削り、 第三十七条第一項中「第一節」を「第三条から第七条まで」に改め、 「交通企画課」の下に「、 「これと同等の職

第三十九条を削り、第三十九条の二を第三十九条とする。

第三十九条の三を削る。

同号の前に次の一号を加え | 川県綾南警察署」を「香川県高松西警察署」に、 地一」を「綾歌郡綾川町滝宮千三百三十二番地一」に改める。 「小豆郡小豆島町苗羽甲千三百五十一番地一」に改め、同表香川県綾南警察署の項中「香 第四十七条の表香川県小豆警察署の項中「小豆郡内海町苗羽甲千三百五十一番地一」を 「綾歌郡綾南町大字滝宮千三百三十二番

除く。)」を削る。 第四十九条第一項中「(香川県綾南警察署、香川県琴平警察署及び香川県高瀬警察署を

則

|香川県綾南警察署| を「香川県高松西警察署」に改める部分を除く。)は、同年三月| この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第四十七条の表の改正規定

公安委員会公告

●香川県公安委員会公告第二十二号

インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること。等に関する規則 とおり公示する。 講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を実施するので、確認事務の委託の手続 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の十三第一項第一号イに規定する (平成十六年国家公安委員会規則第二十三号) 第六条の規定に基づき次の

平成十八年三月十七日

香川県公安委員会委員長 神

原 博

駐車監視員資格者講習の期日及び場所

場 期 日 所 平成十八年四月十八日 月二十六日 高松市番町一丁目一〇番三五号 (水曜日) (火曜日) 香川県社会福祉総合センター 同月十九日 (水曜日) 及び同

受講定員及び修了考査

受 講 定 員 六十名

修 了 考 査 筆記の方法で、 正誤式問題五十問により行う。

三 受講手続

受講の申込期間 平成十八年三月十七日(金曜日)から同年四月十七日 締め切るものとする。 く。)。ただし、申込人員が受講定員になり次第申込みの受付を まで(日曜日及び土曜日並びに同年三月二十一日(火曜日)を除 (月曜日)

受講の申込方法 長さ二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名を記載した 正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の 講申込書(写真(受講の申込みの日前六月以内に撮影した無帽、 受講の申込みは、香川県警察本部交通部交通指導課 四丁目一番一〇号香川県警察本部)に、駐車監視員資格者講習受 の)をはり付けたもの)一通を直接提出して行うこと。 (高松市番町

期及び納入方法 手数料の納入時 の受付の際に、香川県証紙により納入すること。 講習手数料(一万九千円)は、平成十八年四月十八日の講習初

四 その他詳細については、香川県警察本部交通部交通指導課駐車対策担当(電話○八七 帯 品 駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

選挙管理委員会告示

-八三三─○一一○)に問い合わせること。

●香川県選挙管理委員会告示第四十八号

香

Ш

県

報

平成十八年三月十七日

は の三分の一の数(その者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の 関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者 録に伴う地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第 条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に 一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。) 項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十 公職選挙法 次のとおりである (昭和二十五年法律第百号)第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登

平成十八年三月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 﨑 克 彦

一六、七一九人

五十分の一の

三分の一の数

県議会議員各選挙区における三分の一の数

九九〇人

高松市選挙区

丸亀市選挙区

二九、 四

七三人 六六二人

 $\frac{1}{2}$

五八〇人

-七

九五四人 五一六人

聂

三七二人

坂出市選挙区 善通寺市選挙区

さぬき市選挙区 観音寺市選挙区

三豊市選挙区 東かがわ市選挙区

 $\frac{1}{2}$

六四三人 〇七五人 $\stackrel{\checkmark}{\circ}$

四三五人

小豆郡選挙区 木田郡選挙区

綾歌郡選挙区

仲多度郡第一選挙区

仲多度郡第二選挙区

七、二二六人 〇<u>二</u> 二 人

八七八人 五六七人

)香川県選挙管理委員会告示第四十九号

の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体

(第九三二〇号)

香川県

表する。

平成十八年三月十七日

香川県選挙管理委員会委員長

竹

﨑

克

彦

その他の政治団体

中江正後援会へ元豊後援会を井信之後援会
安 森 高 藤 木 尾
敏 一 正 琢磨
安井 森 杉 中井 圭 順 一 勝義
小豆郡池田町蒲生甲一二三 一 一二八 小豆郡内海町田浦甲六五四 一一八 一二八 二三—七

●香川県選挙管理委員会告示第五十号

する。 事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定による政治団体の届出政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条の規定による政治団体の届出

平成十八年三月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 﨑 克

その他の政治団体

森口久士後援会	日本皇民党同志會	香川良平後援会	政治団体の名称
主たる事務所	主たる事務所	代表者の氏名	異動事項
野一八三三——	○五九―一	町川清	新
七九六小豆郡池田町大字蒲野	善通寺市善通寺町一一	三宅 廣	Ш

代表者の氏名
須佐美 衛
田中隆

●香川県選挙管理委員会告示第五十一号

体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団

平成十八年三月十七日

その他の政治団体香川県選挙管理委員会委員長

竹

﨑

克

彦

船川ひとし後援会	長谷川貞雄を励ます会	木村真由美を励ます会	中野都子を励ます会	たなか祥三後援会	石塚祐子後援会	政治団体の名称	

●香川県選挙管理委員会告示第五十二号

彦

り公表する。 理団体の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとお理団体の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとお政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による資金管

平成十八年三月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 﨑 克

彦

届出をした者の氏名	資金管理団体の取消しの
0	公職の重領
資金管理団体の名称	取消しの届出のあった

香	長谷	中野都子	— 木 村
Ш	長谷川貞雄	都 子	木村真由美
県			
報			
平成十八年三月十七日	豊中町議会議員	牟礼町議会議員	庵治町議会議員
七日	長谷川貞雄を励ます会	中野都子を励ます会	木村真由美を励ます会
(第			
(第九三二〇号)			

